

神奈川県基本計画(第2期)

1 基本計画の対象となる区域(促進区域)

(1) 促進区域

設定する区域は、令和6年3月現在における神奈川県内33市町村(横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村)の行政区域とする。概ねの面積は、24万2千ヘクタールである。

なお、本区域には、次の区域等が存在するが、除くこととする。

- ア 自然環境保全地域(自然環境保全条例第2条に規定する自然環境保全地域をいう。)
- イ 近郊緑地保全区域(首都圏近郊緑地保全法第3条第1項に規定する近郊緑地保全区域をいう。)
- ウ 特別緑地保全地区(都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区をいう。)
- エ 歴史的風土保存区域(古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域をいう。)
- オ 保安林(森林法第25条及び第25条の2に規定する保安林をいう。)に指定された区域
- カ 鳥獣保護区特別保護地区(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「鳥獣保護管理法」という。)第29条第1項に規定する鳥獣保護区特別保護地区をいう。)
- キ 史跡名勝天然記念物(文化財保護法第109条第1項又は神奈川県文化財保護条例第31条第1項に基づく史跡、名勝又は天然記念物をいう。)の保全に影響(軽微な影響を除く。)を及ぼす区域

また、本区域には、次の区域等が存在するが、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」のとおり、環境保全のために配慮を行うものとする。

- ア 自然公園区域(自然公園法第2条第1号に規定する自然公園の区域をいう。)
- イ 鳥獣保護区(鳥獣保護管理法第28条第1項に規定する鳥獣保護区をいう。)
- ウ 環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
- エ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- オ シギ・チドリ類渡来湿地
- カ 国内希少野生動植物種の生息(繁殖・越冬・渡り環境)・生育域等

本区域には、次の区域等は存在しない。

- ア 自然環境保全地域(自然環境保全法第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域、同法第22条第1項に規定する自然環境保全地域)
- イ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
- ウ 自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域

(地図は別紙のとおり)

(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

ア 地理的条件

本県は関東平野の南西部に位置し、東部は東京湾、南部は相模湾に面し、北部から北西部を丹沢・箱根山系に囲まれた丘陵地及び平坦な低地を中心とする地域である。

豊かな自然に恵まれながら首都圏の一角に位置する本県は、横浜港、川崎港、横須賀港といった国際貿易港を擁し、平成22年に再拡張・国際化された東京国際空港（羽田空港）に隣接するなど、アジア、そして世界に開かれた国際交流拠点としての役割を果たしている。また、首都圏の中に位置する本県は、商業、居住などさまざまな機能を担っている。

イ インフラの整備状況

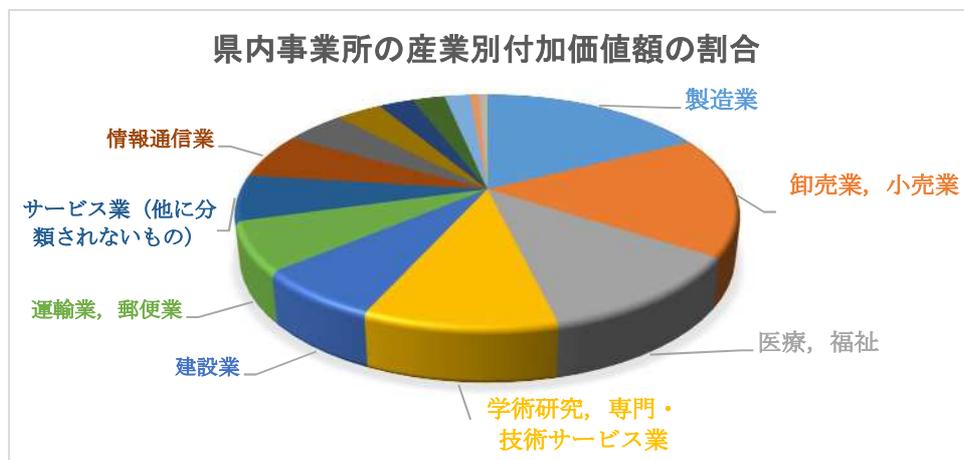
首都圏という大消費地に位置する本県は、自動車専用道路や鉄道網などの県民活動及び企業の経済活動を支える利便性の高い交通ネットワークの形成が進められている。特に、平成27年に完成した「さがみ縦貫道路」（首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の神奈川県区間の一部）の延伸も計画されており、圏央道をはじめとする新たな自動車専用道路が整備されるほか、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」においても、令和4年3月に「多摩川スカイブリッジ」の開通により未病関連やライフサイエンス関連の企業等が立地するキングスカイフロント地区と羽田空港との近接性が高まるなど、広域的な交通利便性が飛躍的に向上している。

ウ 産業構造

本県の総生産は、令和元年度で約35.2兆円と、デンマークの一国の経済に匹敵する高い経済力を有している。（令和元年度神奈川県県民経済計算）

本県の産業構造は、付加価値額で見ると、「製造業」（17.5%）、「卸売業、小売業」（16.7%）、「医療、福祉」（12.0%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（10.5%）の順、従業者数で見ると、「卸売業、小売業」（19.0%）、「医療、福祉」（16.1%）、「製造業」（13.4%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（8.4%）の順となっている。

また、上記の産業を付加価値額で全国と比較すると、「製造業」全国4位、「卸売業、小売業」同4位、「医療、福祉」同3位、「学術研究、専門・技術サービス業」同2位、「サービス業（他に分類されないもの）」同4位と、製造業を中心に、多様で活発な産業活動が行われている。（経済センサス-活動調査（令和3年））

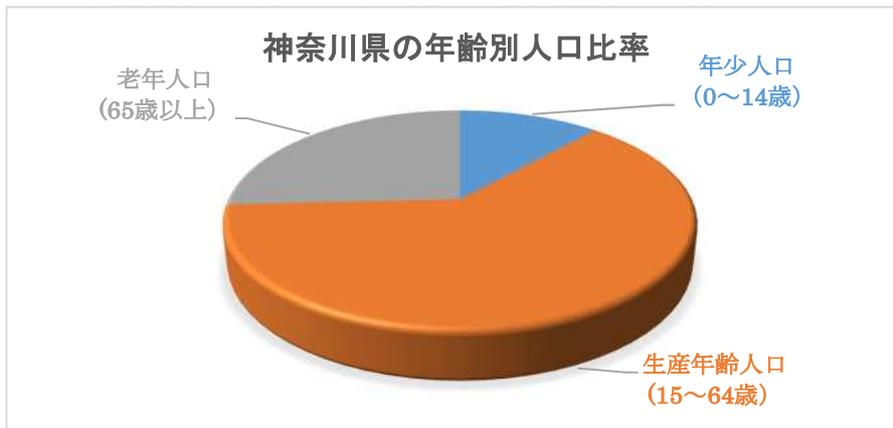


エ 人口分布の状況

本県をエリア別にみると、「横浜・川崎」エリアに人口の6割近くが集中しており、「横浜・川崎」エリアのように、これまで人口が増加してきた地域と、県西地域や三浦半島地域のように既に人口減少が始まっている地域が混在している。

また年齢区分別にみると、年少人口が11.6%、生産年齢人口が62.6%、老年人口が25.8%で、平均年齢は47.0歳と全国平均よりは若い地域となっている。（神奈川県年齢別人口統計調査（令和5年1月1日現在））

しかし、神奈川の老年人口は、一貫して増加を続けている。



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県では、県東部の横浜・川崎エリアを中心に「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」、県中央部のさがみ縦貫道路沿線等の10市2町と連携した「さがみロボット産業特区」の2つの総合特区に指定された地域があり、また、全県が「東京圏国家戦略特区」に指定されており、こうした3つの特区で地域経済のエンジンを回す取組を進めているところである。また、こうした強みを生かして、「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、人口減少と超高齢社会に対応するために、ヒト・モノ・カネを県内に引きつける取組も進めている。

特に、産業の集積に向けては、県では企業誘致施策の対象分野を「本県経済を牽引する産業分野」と位置づけ、成長産業の代表格として創出・育成・振興に取り組んでいる未病産業やロボット産業、脱炭素関連産業、観光産業と、競争力のある産業の創出・育成に向けてさらなる集積を図る先進・先端産業（先端素材関連産業、先端医療関連産業、IT／エレクトロニクス関連産業、輸送用機械器具関連産業）を対象とするとともに、各市町でも地域の特性を生かした産業集積の取組を行っている。

このような経済環境や本県の取組に加え、本計画を推進することで、次のような将来像を目指すこととする。

- ① 本県が進める産業集積の取組を加速化することにより、県内外の企業の新規参入や産業の集積を後押しするとともに、専門人材を中心とした雇用が創出されている。
- ② 本県経済を牽引する産業分野を中心に、多様な産業の集積が進み、域内に留まらず、域外との取引も拡大し、県内企業の経済活動が活発化している。
- ③ 産業分野間で複合的・有機的な連携が進むことで、多様なニーズに応える新たな技術・市場が創出され、神奈川が全国でもその中心地となっている。

④ 活発化した企業の経済活動が雇用及び雇用者の給与に反映し、新たな消費・ニーズを喚起している。

(2) 経済的効果の目標

1件あたり69百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を27件創出し、促進区域で1,863百万円の付加価値を創出することを目指す。

【経済的効果の目標】

| | 現状 | 計画終了後 | 増加率 |
|--------------------|----------|-----------|--------|
| 地域経済牽引事業による付加価値創出額 | 1,141百万円 | 3,004百万円※ | 163.3% |

※1,863百万円（現基本計画の目標）+1,141百万円（旧計画の実績（旧計画期間中（令和5年度末まで）に終了を迎えた事業計画21件の合計付加価値創出額））（算定根拠）

- ・69百万円については、本県の1事業所あたりの平均付加価値額である6,815万円に基づき設定した。（経済センサス - 活動調査（令和3年））
- ・地域経済牽引事業の新規事業件数27件については、令和6年度～10年度において、「5（1）地域の特性及びその活用戦略」で設定した9分野で3事業を承認することを想定して設定した。

【任意記載のKPI】

| | 現状 | 計画終了後 | 伸び率 |
|-----------------|-----|-------|--------|
| 地域経済牽引事業の新規事業件数 | 21件 | 48件※ | 128.6% |

※27件（現基本計画の目標）+21件（旧計画の実績（旧計画期間中（令和5年度末まで）に終了を迎えた事業計画の件数））

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（1）～（3）の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が6,900万円（本県の1事業所あたり平均付加価値額6,815万円（経済センサス - 活動調査（令和3年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で10%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で10%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者数が4%増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が12%増加すること

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

- (1) 重点促進区域
現時点では該当なし。
今後、記載の必要が生じた場合は、基本計画を変更し定めることとする。
- (2) 区域設定の理由
- (3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

- (1) 地域の特性及びその活用戦略
 - ① 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区を中心とした医薬品、医療機器、再生医療等製品関連産業の集積を活用したライフサイエンス分野
 - ② 県西地域を中心とした健康関連産業の集積を活用した未病分野
 - ③ さがみロボット産業特区を中心としたロボット関連産業の集積を活用したロボット分野
 - ④ (国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ環境・エネルギー関連技術を活用した脱炭素関連産業分野
 - ⑤ 横浜、箱根、鎌倉、江の島などの県内各地域にある自然景観、温泉、都市観光、グルメ、歴史などの豊富な観光資源を活用した観光分野
 - ⑥ (国研)情報通信研究機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つIoT、AI関連技術を活用したデジタル関連分野
 - ⑦ 自動車、航空機部品、IT/エレクトロニクス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
 - ⑧ (地独)神奈川県立産業技術総合研究所をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ新素材等の技術を活用した成長ものづくり分野
 - ⑨ 三崎のマグロをはじめとした地域食材などの特産物を活用した食品関連産業分野
- (2) 選定の理由
 - ① 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区を中心とした医薬品、医療機器、再生医療等製品関連産業の集積を活用したライフサイエンス分野
横浜・川崎エリアは、「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」に指定され、多くのライフサイエンス関連企業・研究機関が集積している。横浜市では、理化学研究所をはじめ、連携大学院である横浜市立大学鶴見キャンパスや金沢バイオパーク、横浜

市立大学の先端医科学研究センターなど、研究基盤の整備が進み、先端的な研究に取り組む研究機関や多くのバイオ関連企業が立地している。また、川崎市殿町地区には、令和5年1月時点で70機関が進出しており、県が整備した再生・細胞医療の産業化拠点であるライフイノベーションセンターには、令和5年8月時点で25の事業者が入居している。同地区には、川崎生命科学・環境研究センターや、ナノ医療イノベーションセンター、国際的にも評価の高い実験動物の研究開発を担う実験動物中央研究所や、レギュラトリーサイエンスの研究に取り組む国立医薬品食品衛生研究所などの研究機関のほか、ライフサイエンス分野における高度な技術・知見を持つ企業が立地しており、先端技術を活用した革新的な医薬品や再生医療等製品などが創出される環境が整備されている。

「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」は、区域周辺に世界有数の巨大市場を有し、令和4年3月に「多摩川スカイブリッジ」が開通したこと等により、立地優位性が高まっている区域であり、平成29年度から令和3年度の5年間で医薬品・医療機器・再生医療等製品等の新規開発件数17件などの成果により、総合特区の計画期間の延長が認められたところである。なお、国際戦略総合特区は、全国に6区域あり、そのうち本県を含む3区域でライフイノベーション関係の取組を行っている。

本県では、これまでライフサイエンス関連産業の成長性に着目し、産業の集積に取り組んできたが、今後、さらにこうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

② 県西地域を中心とした健康関連産業の集積を活用した未病分野

本県では、神奈川県と市町村が連携し、超高齢社会において成長産業となり得る神奈川県発の「未病産業」を創出・拡大する取組を全国に先駆けて推進しており、1,000を超える企業等が参画する「未病産業研究会」では、「未病産業」の認知に向けた広報戦略やブランド戦略の策定等に取り組んでいる。

特に、富士箱根伊豆国立公園や丹沢大山国立公園に代表される豊かな自然や箱根、湯河原などの温泉地、様々な農林水産品などの地域資源を有する県西地域では、「未病の戦略的エリア」として、未病を改善する取組を実践できる立ち寄りスポット「未病いやしの里の駅」の登録数が270施設を超えるなど、「未病の改善」をキーワードに、住む人や訪れる人、働く人の健康長寿を実現するとともに、未病を改善する様々な地域の魅力をつなげて産業力を高める取組を進めている。

本県では、令和6年3月に策定した「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、未病産業を成長産業として位置付け、産業振興を推進することとしているが、今後、さらにこうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

※ 「未病」とは、心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念。

③ さがみロボット産業特区を中心としたロボット関連産業の集積を活用したロボット分野

「さがみロボット産業特区」では、規制緩和や実証フィールドの整備など、実証実験を行う環境を整えており、特区区域には、金属加工機械製造業など、潜在的なロボット関連産業の事業所が2,000以上集積し、多くのロボット関連企業が本社を構えるなど、高度な技術を有するものづくり企業が数多く集積している。また、「ロボット研究会」を設置し、280を超える企業等の参画を得て、共同研究開発を見据えたオープンなフォーラムや交流会

などの活動を行っており、令和5年3月現在、オープンイノベーションによる共同開発プロジェクトが7件進行するなど、県内外から関連企業が参入できる状況が生まれている。

「さがみロボット産業特区」は、総合特別区域評価・調査検討会における令和3年度評価結果においても、特区発ロボットの商品化状況累計24件（令和3年度実績値）等により、アジア拠点化・国際物流分野で総合評価4.0、ライフ・イノベーション分野で総合評価4.1と、高い評価を受けており、取組が順調に進捗している。

本県では、令和6年3月に策定した「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、ロボット産業を成長産業として位置付け、産業振興を推進することとしているが、今後、さらにこうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

④ （国研）新エネルギー・産業技術総合開発機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ環境・エネルギー関連技術を活用した脱炭素関連産業分野

本県には、太陽光発電、蓄電池、省エネ機器等をつなぐエネルギー・マネジメント・システム（EMS）や主要な要素技術であるバッテリーの開発にいち早く取り組んできた電気自動車（EV）、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うことが期待される水素エネルギーに関する高度な技術を持ち、研究開発を進めている企業や、EV用バッテリー等の研究を行う大学、1,400人を超える職員が在籍し、環境・エネルギー分野で企業や大学等と新エネルギーや省エネルギー等の幅広い技術開発を行う国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）などの研究機関等が立地している。

本県では、「2050年脱炭素社会」等の実現に向けて太陽光発電、EV等の脱炭素に資する設備等の普及促進に取り組んでおり、脱炭素関連産業の需要創出にも寄与している。

また、Fujisawaサステイナブル・スマートタウンなど、県内各地域において、スマートコミュニティの形成に向けたEMSのインフラ整備を含むプロジェクトの中で、エネルギー管理サービスに、生活支援サービス、セキュリティサービス、多世代交流の場づくりなどを組み合わせて、地域の課題に対応した持続可能なまちづくりを目指す取組が進められている。

そのほか、環境省により選定される脱炭素先行地域としての取組であるみなとみらいサーキュラーシティ・プロジェクトなど、脱炭素の実現に向けた取組も行われている。

本県では、令和6年3月に策定した「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、エネルギー産業を成長産業として位置付け、産業振興を推進することとしているが、今後、さらにこうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

⑤ 横浜、箱根、鎌倉、江の島などの県内各地域にある自然景観、温泉、都市観光、グルメ、歴史などの豊富な観光資源を活用した観光分野

本県には、武家政権発祥の地・鎌倉、近代日本開国の地・横浜をはじめ、ユネスコ無形文化遺産のチャッキラコなど漁村文化を有する三浦・城ヶ島、江戸時代に「大山講」で賑わった大山街道、戦国から江戸時代に城下町・宿場町として栄えた小田原、平安時代に相模の国府が置かれた大磯など、歴史や文化に関する観光資源のほか、全国的に知名度の高い湘南の海や、富士山の眺望も楽しめる箱根の山など、豊かな自然や景観に関する観光資源が広く県域に存在する。県全体の入込観光客数は、平成29年に初めて2億人を突破し、令和元年は過去最高となる2億467万人を記録した。令和2年には新型コロナウイルス感染

症の世界的な拡大により前年の半減に近い激減となったが、令和4年実績で1億6,406万人と新型コロナウイルス感染症拡大前（令和元年）の8割まで回復した。市町村別に見ると、横浜市4,234万人、箱根町1,736万人、藤沢市1,700万人の順となっている。また、演劇や舞台芸術などの文化芸術活動や、スポーツ施設の活用・スポーツイベントの開催により地域のにぎわいを創出しようという取組も進んでいる。（令和4年神奈川県入込観光客調査）

また、本県では、ラグビーワールドカップ2019™及び東京2020オリンピック競技大会を契機に国内外からの観光客の積極的な誘致を図っていくことを目的として設置した「神奈川県観光魅力創造協議会」において、県内の観光資源の発掘・磨き上げや、周遊ツアーの企画・商品化などに取り組んでいる。そうした中、県内では富裕層向けのラグジュアリーホテル等の宿泊施設や、体験型のアクティビティ施設等の観光施設、バスやタクシー等の交通インフラ、地域の観光土産品の開発・販売等を含めた小売・飲食など、各種観光関連産業における投資への機運が高まっている。

本県では、令和6年3月に策定した「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、観光産業を成長産業として位置付け、産業振興を推進することとしているが、今後、さらにこうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

⑥ （国研）情報通信研究機構をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つI o T、A I 関連技術を活用したデジタル関連分野

本県には、国立研究開発法人情報通信研究機構や、60を超える大学・企業等が進出し、第5世代移動通信システム（5G）を含む無線通信技術の研究開発拠点となっている横須賀リサーチパークのほか、川崎市のかながわサイエンスパーク、I Tベンチャーが数多く存在する新横浜エリアなどに、4,000を超える情報通信産業の事業所が立地し、社会インフラから農業、生活に至るまでI o TやA Iなどの利活用に関する研究が行われている。

こうした情報通信産業と本県に集積するものづくり企業との融合を図ることにより、I o T等を活用したビジネスに向けたイノベーションを創出することを目指し、600を超える企業等が参画する横浜市の「I・TOP横浜」をはじめ、県内各自治体で新ビジネス創出に向けた新たな取組が進められている。

また、（地独）神奈川県立産業技術総合研究所では、県が進める「県内産業D Xプロジェクト支援事業」に参加する等、企業のD X支援にも積極的に取り組んでいる。

I o TやA Iに関連する産業は今後の成長が期待されており、こうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

⑦ 自動車、航空機部品、I T／エレクトロニクス等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本県には、日産自動車(株)をはじめとした自動車メーカーが10を超える研究施設等を構えており、自動車関連・航空機関連部品を中心とした輸送用機械器具製造業（事業所数677、全国第3位）や、I T／エレクトロニクス系産業の基幹となる電気機械器具製造業（事業所数761、全国第4位）のほか、金属製品製造業（同1,598、同5位）、はん用機械器具製造業（同473、同6位）、生産用機械器具製造業（同1,422、同5位）、業務用機械器具製造業（同393、同3位）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（同419、同1位）、情報通信機械器具製造業（同184、同1位）など、幅広いものづくり分野において9,000を超え

る事業所が立地し、製造品出荷額等が17兆3,751億円（全国第3位）、付加価値額が5兆4,094億2,700万円（全国第5位）と高いポテンシャルを有している。（令和4年経済構造実態調査）

また、県では、県内経済を牽引するベンチャー企業の成長を支援するため、スタートアップのコミュニティ形成や個別ハンズオンの支援を行っており、新たな成長産業のシーズの創出やベンチャー企業の成長を図る取組が民間企業等でも進められている。

本県には、成長ものづくりの基盤となる産業の集積があり、こうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

⑧ （地独）神奈川県立産業技術総合研究所をはじめとした研究機関・大学・企業等が持つ新素材等の技術を活用した成長ものづくり分野

本県には、バイオマスを原料に化学材料等を創製する研究等を行う理化学研究所や構造材料や磁性材料など次世代材料の研究開発マネジメントを行う新エネルギー・産業技術総合開発機構などの国立研究開発法人、400箇所を超える民営の自然科学研究所（全国第2位）、材料科学を含む幅広い研究を行う30以上の理科系学部のある大学が所在するとともに、中小企業の中にも低コストで複雑・微細な部品の製造を可能とする新素材や超小型・高精度・高環境耐性を持つセンサを製造する独自の技術などを開発する企業が存在し、航空・宇宙や、福祉製品等の成長分野で競争力の高い新たな技術・製品が生まれる土壌がある。

また、（地独）神奈川県立産業技術総合研究所では、低消費電力不揮発性メモリ材料につながる強磁性強誘電体の開発や安全・効率的に高純度水素を供給可能な新しい水素貯蔵・運搬技術など、成長産業に繋がる研究開発を行うとともに、県内で生まれた研究シーズを県内企業による製品化に繋げるコーディネート活動にも力を入れており、成長ものづくり産業を創出・育成する環境が整っている。

本県には、成長ものづくりの基盤となる高度な技術を有する企業等が多く存在しており、こうした地域の特性を生かした地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。

⑨ 三崎のマグロをはじめとした地域食材などの特産物を活用した食品関連産業分野

本県では、三浦のだいこんや三崎のマグロ、足柄茶など、知名度が高い農林水産物が数多く生産されており、こうした農林水産物や加工品の中で、品質や安全性が高いものを県と農業協同組合や漁業協同組合などの生産者団体で構成する「かながわブランド振興協議会」が認定する「かながわブランド」の登録数は令和5年8月現在で70品目124登録品に達している。

また、約920万人の県民を抱える神奈川は、一大消費地でもあることを背景に、食品製造業の立地が多く、本県の食料品製造業の製造品出荷額（約1兆5,610億円）は、輸送用機械器具製造業、石油製品・石炭製品製造業、化学工業について、4番目に多い（9.0%）。

本県は、温暖な気候に恵まれ消費地に近いことから、様々な農林水産物等が生産されており、こうした地域の特産品を活用した食料品や飲料を製造する地域経済牽引事業の創出を支援することにより、地域経済の活性化を図っていく。（令和4年経済構造実態調査）

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も活用し、積極的に対応していく。

(2) 制度の整備に関する事項

① 地方創生関係施策

地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、これまでも地方創生関連施策を実施しており、今後もデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、本計画に係る地域経済牽引事業を促進する。

② 既存支援施策の充実等

設備投資が活発に行われ、地域経済が活性化するよう、神奈川県、市町村の支援施策の充実等を検討する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 「神奈川DX推進計画」の策定

官民データ活用推進基本法で定められている「都道府県官民データ活用推進計画」として「神奈川DX推進計画」を策定し、公共データの利活用に係る施策等を推進する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

① 相談窓口の設置

県産業振興課及び各市町村担当課内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、県と市町村で連携をとり、対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① スタートアップへの支援

ア 成長期ベンチャー交流拠点事業

県は、ベンチャー企業の成長を加速させるため、成長促進拠点「SHINみなとみらい」を運営し、ベンチャー企業と大企業の事業連携を促進する。また、他の支援拠点や市町村等と形成した支援ネットワークを活用し、有望なベンチャー企業の発掘と成長段階に応じた支援を行う。

イ 創業支援融資

県は、創業前の個人等を対象に、創業支援融資により支援を行う。

② 人材確保に向けた支援

ア 若者の職業能力開発

若年層人口が減少し続ける中で、企業における実習を組み入れた実践的な職業訓練を行うなど、次代を担う若者が安定した雇用の中で職業能力を伸ばし、活躍できるよう支援する。

イ 女性の職業能力開発

出産・育児等による離職で子育て世代の女性の就業率が低下する、いわゆるM字カーブについては改善しつつあるが、ライフスタイルに合わせた多様な求職ニーズに応えるため、幅広い職業訓練を提供している。また、再就職に向けたキャリアコンサルティングの機会の確保や、訓練受講時の託児支援サービスや在宅で訓練を受講できるeラーニングコース等を実施し、支援の充実に努める。

③ 産業用地の確保に向けた支援

ア 産業用地に関する情報提供

県、県内市町及び関係団体が連携して企業誘致の取組を進めるために設けた神奈川県企業誘致促進協議会の取組として、県内で優れた立地環境を誇る分譲・開発中の工業用地、研究所用地等を「地域産業プロジェクト」に指定し、案内するほか、産業用地・物件情報に係る当協議会の専用サイトの管理・運営等を通じて、積極的な情報提供を行う。

また、立地を検討する企業から個別に用地情報の問い合わせを受けた場合は、不動産事業者等と連携しながら、随時、情報提供を行う。

④ 賃上げ等の原資を確保するための価格転嫁を含む取引適正化支援

ア パートナーシップ構築宣言の普及促進

県は、サプライチェーンの共存共栄を目指すため、パートナーシップ構築宣言の普及を促進するとともに、（公財）神奈川産業振興センターに特別相談窓口を設置し、価格交渉や価格転嫁等に関する中小企業からの相談に応じることで、取引適正化の支援を行う。

⑤ GXの促進支援

ア 中小企業等の脱炭素化への支援

中小企業は、脱炭素に取り組む必要性を認識しつつも実行に移すことができない事業者が多いことから、相談体制の整備や積極的な情報提供、専門家の派遣などにより、計画的に脱炭素に取り組めるよう、企業の状況に応じた支援を行う。

また、初期の費用負担を軽減するため、脱炭素に取り組む中小企業者を支援する金融機関と連携した融資や、省エネルギー設備の導入等に対する支援を行う。

イ 電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）等の導入促進

走行時にCO₂を排出しないEVやFCVの導入に向けた支援を行う。

ウ イノベーションの促進

脱炭素化に資する新たな技術などを実用化するため、研究開発や新技術の実用化、新サービスの開発等を促進する。

⑥ DXの促進支援

ア デジタル化やDXの促進に資する中小企業従業員の人材の育成

デジタル化やDXに関して、産業構造の変化や技術革新の進展を見据え、これからの県内中小企業等が求める人材を戦略的に育成することを目的として、テーマを設定し、求められる専門的スキルや、スキルを習得するための職業能力開発手法等を調査検討の上、在職者訓練に反映する取り組みを実施する。

イ 産業技術短期大学校等におけるIT・デジタル人材の育成
産業構造の変化や技術革新の進展を見据え、産業振興のために求められる専門人材やデジタル技術を活用できる人材を育成するため、産業技術短期大学校における訓練（情報技術科）や、総合職業技術校における訓練（ICTエンジニアコース、コンピュータ組込み開発コース）などを実施する。

ウ （地独）神奈川県立産業技術総合研究所を通じたデジタル技術支援
デジタル設計・解析技術、機械学習技術等を活用したシミュレーション等による支援体制により、企業におけるDX、製品開発の効率化や新機能を搭載した製品の開発を支援する。

⑦ 事業承継支援

ア 支援機関ネットワーク構築を含めた事業承継支援体制の整備
県は、支援機関で構成された「神奈川県事業承継ネットワーク」における相互連携を促進し、オール神奈川での支援体制を整備する。

イ 事業承継補助金
県は、事業継続に課題を抱える中小企業の事業承継を促進し、経営資源・雇用の喪失を防ぐことを目的として、事業承継に係る各種費用に対し補助金による支援を行う。

⑧ 関係機関との連携

ア （地独）神奈川県立産業技術総合研究所や（公財）神奈川産業振興センター等との連携

（地独）神奈川県立産業技術総合研究所は、企業支援ネットワークの中心的機関として、基礎研究から事業化までの一貫支援を行っている。また、（公財）神奈川産業振興センターをはじめ、横浜、川崎、相模原などにある中小企業支援機関や株式会社ケイエスピー、株式会社さがみはら産業創造センターなどのインキュベーターも数多く立地している。今後、地域経済牽引事業を創出するに当たり、必要に応じてこれらの機関との連携を図っていく。

(6) 実施スケジュール

| 取組事項 | 令和6年度 | 令和7年度～令和9年度 | 令和10年度（最終年度） |
|---------------------------------------|-------|-------------|--------------|
| 【制度の整備】 | | | |
| ①地方創生関係施策 | 運用 | 運用 | 運用 |
| 【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】 | | | |
| ①「神奈川DX推進計画」の策定 | 運用 | 運用 | 運用 |
| 【事業者からの事業環境整備の提案への対応】 | | | |
| ①相談窓口の設置 | 運用 | 運用 | 運用 |
| 【その他】 | | | |
| ① スタートアップへの支援 ア成長期ベンチャー交流拠点事業 | 運用 | 運用 | 運用 |

| | | | |
|--|----|----|----|
| イ創業支援融資 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ② 人材確保に向けた支援 ア若者の職業能力開発 | 運用 | 運用 | 運用 |
| イ女性の職業能力開発 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ③産業用地の確保に向けた支援 ア産業用地に関する情報提供 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ④賃上げ等の原資を確保するための価格転嫁を含む取引適正化支援 アパートナーシップ構築宣言の普及促進 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑤GXの促進支援 ア中小企業等の脱炭素化への支援 | 運用 | 運用 | 運用 |
| イ電気自動車（EV）・燃料電池自動車（FCV）等の導入促進 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ウイノベーションの促進 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑥DXの促進支援 アデジタル化やDXの促進に資する中小企業従業員の人材の育成 | 運用 | 運用 | 運用 |
| イ産業技術短期大学等におけるIT・デジタル人材の育成 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ウ（地独）神奈川県立産業技術総合研究所を通じたデジタル技術支援 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑦事業承継支援 ア支援機関ネットワーク構築を含めた事業承継支援体制の整備 | 運用 | 運用 | 運用 |
| イ事業承継補助金 | 運用 | 運用 | 運用 |
| ⑧関係機関との連携 ア（地独）神奈川県立産業技術総合研究所等との連携 | 運用 | 運用 | 運用 |

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、県と市町村、地域経済牽引支援機関である（地独）神奈川県立産業技術総合研究所と（公財）神奈川産業振興センターなどが中心となり、技術力の高い県内企業と、県内に数多く所在する大学・研究機関、商工会・商工会議所や金融機関などと連携・協力し、海外展開支援などを含む地域経済の活性化に繋がる取組を展開する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① （地独）神奈川県立産業技術総合研究所（K I S T E C）

企業支援ネットワークの中心的機関として、研究開発、技術支援、事業化支援、人材育成、連携交流の5本の柱で、基礎研究から事業化までの支援に一貫して取り組んでいる。第二期中期計画においては、県内中小企業等に対して、デジタル化を推進するとともに、カーボンニュートラルへの適応を促し、また、県民生活の質の向上と持続可能な健康長寿社会の実現に資する有望分野の研究に取り組むとしており、技術面の支援機能を強化している。

② （公財）神奈川産業振興センター（K I P）

県内産業の振興を目的に、中小企業等の経営基盤の強化や新規創業、新分野進出の促進に関する事業など、幅広い支援事業を行っている。近年は、中小企業等が抱える様々な経営課題に対応する「神奈川県よろず支援拠点」や、中小企業等において深刻化する事業承継の課題に対応する「神奈川県事業承継・引継ぎ支援センター」を開設し、経営面の支援機能を強化している。

③ 地域の産業振興財団（横浜、川崎、相模原、横須賀、湘南）

地域産業の振興を目的に、中小企業等の経営基盤の安定強化や経営革新、創業の促進等を図るための幅広い支援事業を行っている。地域に根ざした支援機関として、地域の特性を生かした新事業の創出や事業拡大等を支援する。

④ 神奈川県商工会連合会、一般社団法人神奈川県商工会議所連合会

地域の商工業の発展を目的に、各地域の商工会間、商工会議所間の連絡調整等を行っている。各地域の商工会、商工会議所の行う事業を通じて、新事業の創出や事業拡大等を支援する。

⑤ 神奈川県中小企業団体中央会

県内中小企業の振興発展を目的に、中小企業協同組合を中心とした組織化を推進し、連携を強固にすることにより、中小企業の支援を行っている。中小企業による事業の連携化・共同化のための組織づくりの選択、設立、運営に対する助言指導や、中小企業が共同して行う事業に対する助成などにより、中小企業が共同して行う事業を支援する。

⑥ 神奈川県信用保証協会

地域経済の発展を目的に、中小企業がライフステージの様々な局面で必要とする事業資金を金融機関から円滑に調達できるよう信用保証を行っている。金融機関や関係機関と連

携して、経営改善の支援を行うほか、新事業の創出や事業拡大等を支援する。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

神奈川県では、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標とした「神奈川県環境基本計画（令和6年3月改定）」に基づき、気候変動への対応、自然環境の保全、循環型社会の形成、大気環境・水環境の保全、環境教育等の様々な環境施策に取り組んでいるところである。地域経済牽引事業の促進等に当たっては引き続きこれらの施策を推進するとともに、開発事業等については法令を適正に運用することで、環境の保全及び創造に十分配慮することとする。

また、県央・湘南都市圏においては、「環境と共生する都市づくり基本計画（平成12年3月策定）」に基づき、「持続可能な社会を支える環境と共生する都市圏」の実現に向けた取組を進めており、本都市圏における地域経済牽引事業の促進等に当たっては、「自然が有する機能・魅力を生かした都市づくり」、「環境への負荷を低減する都市づくり」等に十分配慮し取り組むこととする。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たっては、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少な野生動植物種が確認された場合には、県自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。また、自然公園区域内で事業を実施する地域経済牽引事業計画の提出があった場合、国立公園については地方環境事務所と、国定公園及び県立自然公園については県自然環境部局と相談することとする。

(2) 安全な住民生活の保全

神奈川県では、犯罪のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現のため、平成16年12月に「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を制定し、県民、事業者等による自主防犯活動に対する支援や犯罪の防止に配慮した生活環境の整備など、犯罪の発生する機会を減らすための取組を推進している。

地域経済牽引事業の促進等の事業活動に当たっては、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保に配慮することが重要であることから、本条例の趣旨も勘案し、地域住民等が住みよい安全で安心な地域社会を実現するために、防犯意識のさらなる向上及び自主防犯活動の促進に取り組む。

(3) その他

① P D C A体制の整備等

年に1度地域経済牽引事業促進協議会を開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する進捗状況等の確認を行い、効果の検証と事業の見直しを行う。

また、承認地域経済牽引事業計画については、HPで公表する。

② 他計画との調和

基本計画を通じた地域経済牽引事業の促進に当たっては、国や神奈川県、市町村等の定める次の計画等との調和を保持し、また、都市機能の無秩序な拡散の防止や、農林漁業の

健全な発展との調和の確保に十分配慮することとする。

ア 国土利用計画（全国計画）及び国土形成計画（全国計画）

イ 土地利用基本計画

ウ 都市計画（都市計画法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針を含む）

エ 中心市街地の活性化に関する法律に規定する基本方針及び基本計画

オ 河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する国又は地方公共団体（港務局を含む）の計画

カ 農業振興地域整備基本方針及び農業振興地域整備計画

キ 当該自治体の基本構想、総合計画

③ 法令等の遵守

地域経済牽引事業の実施に当たっては、農地法や自然公園法などの法令、神奈川県土地利用調整条例や神奈川県環境影響評価条例等の条例等を遵守すること。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

特になし。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

「神奈川県基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

市区町村別位置図



令和4年度
神奈川県鳥獣保護区等位置図
A map of wildlife protection area in Kanagawa prefecture



国営森林事務所(東京都川崎森林管理署)

| 事務所名 | 電話 | 管轄区森林 |
|---------|--------------|--------------------------|
| 京浜高輪事務所 | 046(82)1716 | 川崎市、中野区 |
| 作新 | 046(82)0400 | 川崎市、大田区、世田谷区、目黒区 |
| 鶴見 | 046(82)4270 | 川崎市、大田区、世田谷区、目黒区、品川区 |
| 津久井 | 046(238)1181 | 川崎市、大田区、世田谷区、目黒区、品川区、目黒区 |

中野区及び品川区(中野区、品川区)の事務所に属する森林は、東京都及び東京都森林管理事務所が管理する。川崎市(川崎市)の事務所に属する森林は、川崎市が管理する。川崎市(川崎市)の事務所に属する森林は、川崎市が管理する。

山梨県

山梨県(山梨県)

● 日の出・日の入について
日の出、日の入時刻は、町村及び電線によって異なるため、電線号ごとの時刻を記載しております。

電線号ごとの日の出・日の入時刻

| 電線号 | 日の出 | 日の入 |
|-----|-------|-------|
| 1 | 05:47 | 17:27 |
| 2 | 05:48 | 17:28 |
| 3 | 05:49 | 17:29 |
| 4 | 05:50 | 17:30 |
| 5 | 05:51 | 17:31 |
| 6 | 05:52 | 17:32 |
| 7 | 05:53 | 17:33 |
| 8 | 05:54 | 17:34 |
| 9 | 05:55 | 17:35 |
| 10 | 05:56 | 17:36 |

猟区の事務所

| 猟区の名称 | 事務所の所在地 | 電話番号 |
|-------|----------------------------------|----------------|
| 東海猟区 | 〒230-0277 東京都中央区本町3-1-1 東海猟区事務所 | 047(27)9900 |
| 南関東猟区 | 〒240-0801 東京都中央区本町3-1-1 南関東猟区事務所 | 046(26)1011(代) |
| 山梨猟区 | 〒400-0012 山梨県山梨市本町1-1-1 山梨猟区事務所 | 055(24)1020(代) |

(備考)
2021年10月1日から2021年12月31日まで
本猟区については、各猟区に連絡ください。

入猟資格
1日 0.00001~0.00001
本猟区(各猟区)については、各猟区に連絡ください。

神奈川県で鳥獣行政を取り扱っている機関

| 事務所名 | 所在地 | 管轄区域 | 電話番号 |
|------------|----------------------------------|----------|----------------|
| 1 国営高輪事務所 | 〒104-0060 東京都中央区本町3-1-1 国営高輪事務所 | 東京都、神奈川県 | 046(23)4000 |
| 2 国営鶴見事務所 | 〒104-0060 東京都中央区本町3-1-1 国営鶴見事務所 | 東京都、神奈川県 | 046(23)4000 |
| 3 国営津久井事務所 | 〒104-0060 東京都中央区本町3-1-1 国営津久井事務所 | 東京都、神奈川県 | 046(23)4000 |
| 4 国営山梨事務所 | 〒400-0012 山梨県山梨市本町1-1-1 国営山梨事務所 | 山梨県 | 055(24)1020(代) |
| 5 国営三浦事務所 | 〒230-0277 東京都中央区本町3-1-1 国営三浦事務所 | 東京都、神奈川県 | 047(27)9900 |
| 6 国営三浦事務所 | 〒230-0277 東京都中央区本町3-1-1 国営三浦事務所 | 東京都、神奈川県 | 047(27)9900 |
| 7 国営三浦事務所 | 〒230-0277 東京都中央区本町3-1-1 国営三浦事務所 | 東京都、神奈川県 | 047(27)9900 |
| 8 国営三浦事務所 | 〒230-0277 東京都中央区本町3-1-1 国営三浦事務所 | 東京都、神奈川県 | 047(27)9900 |
| 9 国営三浦事務所 | 〒230-0277 東京都中央区本町3-1-1 国営三浦事務所 | 東京都、神奈川県 | 047(27)9900 |
| 10 国営三浦事務所 | 〒230-0277 東京都中央区本町3-1-1 国営三浦事務所 | 東京都、神奈川県 | 047(27)9900 |

凡例 Example

| | |
|-----|---|
| ⑩~⑫ | 鳥獣保護区特別保護地区 Special Protection Area |
| ⑬~⑭ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ⑮~⑰ | 特定鳥獣保護区 Certain Wildlife Protection Area |
| ⑱~⑲ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ⑳ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉑ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉒ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉓ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉔ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉕ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉖ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉗ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉘ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉙ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉚ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉛ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉜ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉝ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉞ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㉟ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊱ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊲ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊳ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊴ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊵ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊶ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊷ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊸ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊹ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊺ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊻ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊼ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊽ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊾ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |
| ㊿ | 鳥獣保護区 Wildlife Protection Area |